

平成 28 年 3 月 23 日
環 境 生 活 部
健 康 福 祉 部

東通原子力発電所の原子力災害時における住民避難に係る検討について

1．原子力災害避難対策検討会（平成 27 年 9 月 15 日）

- (1) 移動・受入対策について、県が算出した避難者数を基に、避難手段、避難経路及び避難所におけるレイアウトなど、基本的な項目について整理。
- (2) 被ばく医療対策では、安定ヨウ素剤の配布体制等に係る検討状況や避難退域時検査場所の候補地選定の状況について報告。
- (3) 医療機関、社会福祉施設等の避難計画に関しては、平成 27 年 4 月に策定したガイドラインに基づき、対象となる医療機関、社会福祉施設等はほぼ全ての施設が避難計画の策定に着手している状況を報告。

2．被ばく医療対策検討部会（平成 27 年 12 月 21 日）

安定ヨウ素剤の保管場所及び事前配布・緊急配布の考え方、避難の迅速性を損なわない避難退域時検査・簡易除染の実施体制を検討。

3．原子力災害避難対策検討会（平成 28 年 3 月 23 日）

- (1) 9 月の原子力災害避難対策検討会において今後の検討課題としていた内容
 - (2) 9 月の原子力災害避難対策検討会開催後、市町村が避難計画を修正するのに必要となる事項について照会したところ、市町村から回答のあった内容
- これらについて整理し、これまでの検討結果と併せ全体をとりまとめ、「東通原子力発電所の原子力災害における広域避難の基本的な考え方」として示す。

原子力災害避難対策検討会（平成27年9月）以降の各部会における検討内容

項目	今後の検討課題としていた項目	市町村から意見のあった項目	意見・内容	基本的な考え方（ページ）
【避難住民の移動対策】				
1	住民の避難の考え方		9月の検討会では、施設に近づいて行う避難に懸念があり、検討会としての考え方を整理すべきとの意見があった。 住民の安全を前提として、効率的な避難の考え方について整理した。	P6
2	学校等教育機関（UPZ）における防護措置		学校所在区域に避難指示が出た場合の児童生徒の避難について、見解を求める意見があった。 学校等教育機関における防護措置の基本的な考え方について整理した。	P25
3	避難を円滑に行うための対応		自家用車避難の場合、避難者の安否確認（避難所へ避難したことの確認）をどのように行うか、広域避難する途中の段階で避難者の情報を把握可能な名簿を作成できるような仕組みを検討すべきとの意見があった。 避難所受付までに避難者情報の確認のための避難者カード等の様式を作成した。	P26
4	福祉車両の配備		9月の検討会では、避難行動要支援者のうち福祉車両の配備について未検討であった。また、市町村から福祉車両の配備について予算の確保等に対する県の支援を求める意見があった。 福祉車両の配備の考え方を整理した。	P28
5	放射線防護対策施設の整備		9月の検討会では、避難行動要支援者が避難まで安全に屋内退避するための施設の整備について未検討であった。 放射線防護対策施設の整備の考え方について整理した。	P30
6	避難住民の受入先		9月の検討会では、青森市及び弘前市の避難所収容可能人数の見直し作業中であった。また、市町村から避難者の各避難所への配分には時間がかかるため、早急に避難所の見直し及び必要に応じ避難所の追加選定を求める意見があった。 青森市と弘前市の避難所収容可能人数を確定し、むつ市住民の新たな避難先市町を追加した。	P33
7	避難者用駐車場		9月の検討会では、自家用車での避難者増加が見込まれることから、避難先における駐車場の確保を課題としていた。また、避難先市町村から避難所内の駐車場の不足が見込まれるとの意見があった。 避難所及び施設周辺の駐車場で必要台数を確保できることを確認した。	P34

原子力災害避難対策検討会（平成27年9月）以降の各部会における検討内容

項目		今後の検討課題としていた項目	市町村から意見のあった項目	意見・内容	基本的な考え方（ページ）
8	避難所開設要員数			9月の検討会では、青森市及び弘前市の避難所における避難所開設要員を提示した。また、避難先市町村から要員確保について課題とすべきとの意見があった。青森市及び弘前市の避難所開設要員を見直し、新たな避難先市町における避難所開設要員を算出した。	P35
9	避難所で必要となる物資等			9月の検討会では、青森市及び弘前市の避難所におけるトイレの必要数及び仮設トイレ等の状況について提示した。青森市及び弘前市に加え、新たな避難先市町におけるトイレの必要数を確認した。	P39
10	在宅の要配慮者の避難先			在宅の要配慮者のうち、通常の避難所では生活が困難な方への避難先確保について意見があった。宿泊施設又は社会福祉施設等を避難受入施設として活用することに関して調整を進めることとしている。	P40
【被ばく医療対策】					
1	社会福祉施設等への安定ヨウ素剤の配布について			社会福祉施設等への安定ヨウ素剤の配布方法を定めるべきとの意見があった。社会福祉施設等における保管場所、保管数量及び管理方法等について、今後、関係市町村及び施設管理者と検討し、必要数量を備蓄することとした。	P49
2	安定ヨウ素剤の緊急配布の場所等について			配布を円滑に進めるため、緊急時配布における配布場所、配布時期、安定ヨウ素剤粉末の調剤に係る実施体制（調剤場所、運搬・調剤体制）について、検討する必要があるとの意見があった。緊急配布は各市町村の備蓄場所や予め定めた場所等で行うこと、施設敷地緊急事態段階において、市町村が必要と判断する場合は配布することができること、内服液は警戒事態と判断された時点から県の指示で調製することなどの実施体制、についての考え方を整理した。	P51
3	避難退域時検査について			避難退域時検査において、検査場所の確定、市町村からの検査支援員、応援要員の必要人数についての精査など運用体制について決定する必要があるとの意見があった。避難退域時検査場所の候補地の選定、避難退域時検査体制及び検査要員数の精査等を行った。	P55、57

原子力災害避難対策検討会（平成27年9月）以降の各部会における検討内容

項目	今後の検討課題としていた項目	市町村から意見のあった項目	意見・内容	基本的な考え方 (ページ)
【医療機関、社会福祉施設等における避難計画】				
1	原子力災害時の医療機関及び社会福祉施設等の避難先施設の確保		避難計画作成ガイドライン策定時に、今後の取組として県では医療機関及び社会福祉施設等の入院・入所者が避難する際の避難先施設の確保を進めることとしていた。また、避難元市町村から避難先施設の確保を進めるよう意見があった。 避難先施設登録制度実施要綱を策定し、避難先確保を進めることとしている。	P65～72
2	放射線防護対策を実施した医療機関及び社会福祉施設等の対応		放射線防護対策を実施した医療機関及び社会福祉施設等の設備の運用や、入所者以外の者の収容について見解を求める意見があった。 放射線防護対策実施施設における対応について考え方を整理した。	P78、80
3	児童が通所する社会福祉施設等における防護措置		児童が通所する社会福祉施設等の保護者引渡しや避難の対応について、見解を求める意見があった。 保護者引渡し等の基本的な考え方について整理した。	P81
4	高齢者等の通所施設の避難計画		高齢者等の通所施設の避難計画について、見解を求める意見があった。 無床診療所や高齢者・障害者の通所施設の避難計画の考え方について整理した。	P61